

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年1月26日
【計算期間】	第10特定期間（自 2020年4月28日 至 2020年10月26日）
【ファンド名】	あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）
【発行者名】	あおぞら投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 原田 政明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【事務連絡者氏名】	大久保 由美子
【連絡場所】	東京都千代田区麹町六丁目1番地1
【電話番号】	03-6752-1050
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、日本を含む世界の株式等に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の通り分類されます。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合

※ 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外…目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式…目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり
一般	年2回	(日本含む)	ファンド	()
大型株	年4回	日本	ファンド・オブ・	なし
中小型株	年6回	北米	ファンズ	
債券	(隔月)	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット属性	()	中近東		
()		(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(株式、				
オプション))				
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

※ 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円で
の為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※ 本ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分
表」の投資対象資産は異なります。

その他資産（投資信託証券（株式、オプション））…目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を
通じて実質的に株式およびオプションを投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）…目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本含
む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…目論見書または信託約款において、投資信託証券などを投資対象として投資するもの
をいいます。

為替ヘッジなし…目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

④ ファンドの特色

ファンドの目的

主として、日本を含む世界の株式等*に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

*預託証券(DR)、上場投資信託(ETF)および不動産投資信託(REIT)等を含みます。

ファンドの特色

1 世界の配当成長株に投資します。

- 投資信託証券*への投資を通じて、日本を含む世界の主要取引所に上場されている、相対的に配当利回り増配(配当成長)の可能性が高いと判断される株式等に投資を行います。
- S&P500配当貴族指数およびS&Pグローバル配当貴族指数の構成銘柄をその主要投資対象とし、当該指数の構成銘柄以外も最大で40%程度まで組み入れることを可能とします。

*＜組入れ投資信託証券＞(以下「組入れファンド」または「組入れ指定投資信託証券」という場合があります。)

- ①TCWファンズ・TCWグローバル・ディビデント・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス(円建て)
- ②あおぞら・マネー・マザー・ファンド

2 株式カバードコール戦略を活用し、オプション・プレミアム(オプション売却の対価として受け取る権利料)の獲得を目指します。

- 株式カバードコール戦略とは、株式等に投資すると同時に、個別銘柄ごとに、投資した株式等の一部または全部にかかるコール・オプションを売却する戦略です。
- 相対的に高いオプション・プレミアムの獲得が期待できる反面、投資した株式等の価格が上昇し、コール・オプションが権利行使された場合には、株式の値上がり益の一部または全部を放棄することになります。
- カバー率(保有銘柄に対するコール・オプションのポジション)はアクティブに変更を行い、オプション・プレミアムの獲得に加え、保有銘柄の値上がり益の獲得も目指します。
- 資産規模等により上記のような運用が困難な場合は、上場投資信託(ETF)を通じて株式のカバードコール戦略を行うことがあります。

3 通貨カバードコール戦略を活用し、オプション・プレミアム(オプション売却の対価として受け取る権利料)の獲得を目指します。

- 通貨カバードコール戦略とは、本ファンドが実質的に保有する米ドルを主とする投資対象通貨建て資産に対して、その通貨ごとに、対円で保有資産の一部または全部にかかるコール・オプションを売却する戦略です。
- 相対的に高いオプション・プレミアムの獲得が期待できる反面、投資対象通貨が円に対して上昇し、コール・オプションが権利行使された場合には、通貨の値上がり益の一部または全部を放棄することになります。

4 毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、決算毎に収益分配方針に基づき分配を行うことを目指します。

※本ファンドは為替ヘッジは行いません。

※本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。本ファンドの仕組みについては後記「ファンドの仕組み」をご参照ください。

※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

世界配当成長株への投資

世界の相対的に配当利回りと増配（配当成長）の可能性が高いと判断される銘柄に投資を行います。S&P500配当貴族指数およびS&Pグローバル配当貴族指数の構成銘柄をその主要投資対象とし、当該指数の構成銘柄以外も最大で40%程度まで組み入れることを可能とします。

【S&P500配当貴族指数とは】

S&P500指数構成銘柄のうち、原則として過去25年連続して毎年増配している大型優良株で構成されている指数です。

【S&Pグローバル配当貴族指数とは】

S&Pグローバル総合指数構成銘柄のうち、原則として過去10年連続して毎年増配または安定配当を続けている好配当株式で構成されている指数です。

配当貴族指数*の 値動き



カバードコール戦略の活用

カバードコール戦略とは、ある特定の資産（株式・通貨等）に投資すると同時に、保有資産に対するコール・オプションを売却（一部または全部）することによって、保有資産の将来の値上がり益（キャピタルゲイン）を放棄（一部または全部）する代わりに、オプション・プレミアム（オプション売却の対価として受け取る権利料）の獲得を目指す戦略です。

【コール・オプション取引とは】

コール・オプション取引とは、株式や債券、通貨などの資産を、満期日（権利行使日）に、あらかじめ決められた価格（権利行使価格）で買う「権利」を売買することです。コール・オプションの買い手は、この権利を得る対価として、コール・オプションの売り手に権利料（オプション・プレミアム）を支払います。

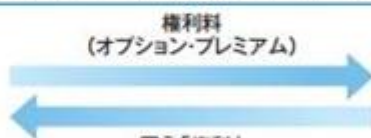
【満期日に資産価格が権利行使価格を超えて上昇していた場合】

権利を行使すれば、資産を権利行使価格で手に入れることができ、権利行使価格と当該資産の市場価格の差が収益となります。

権利行使価格で買い手に資産を譲渡する等の決済を行うために、権利行使価格と資産価格との差が損失となります。（コール・オプション売却に伴うオプション・プレミアムを除きます。）



権利の買い手



権利の売り手

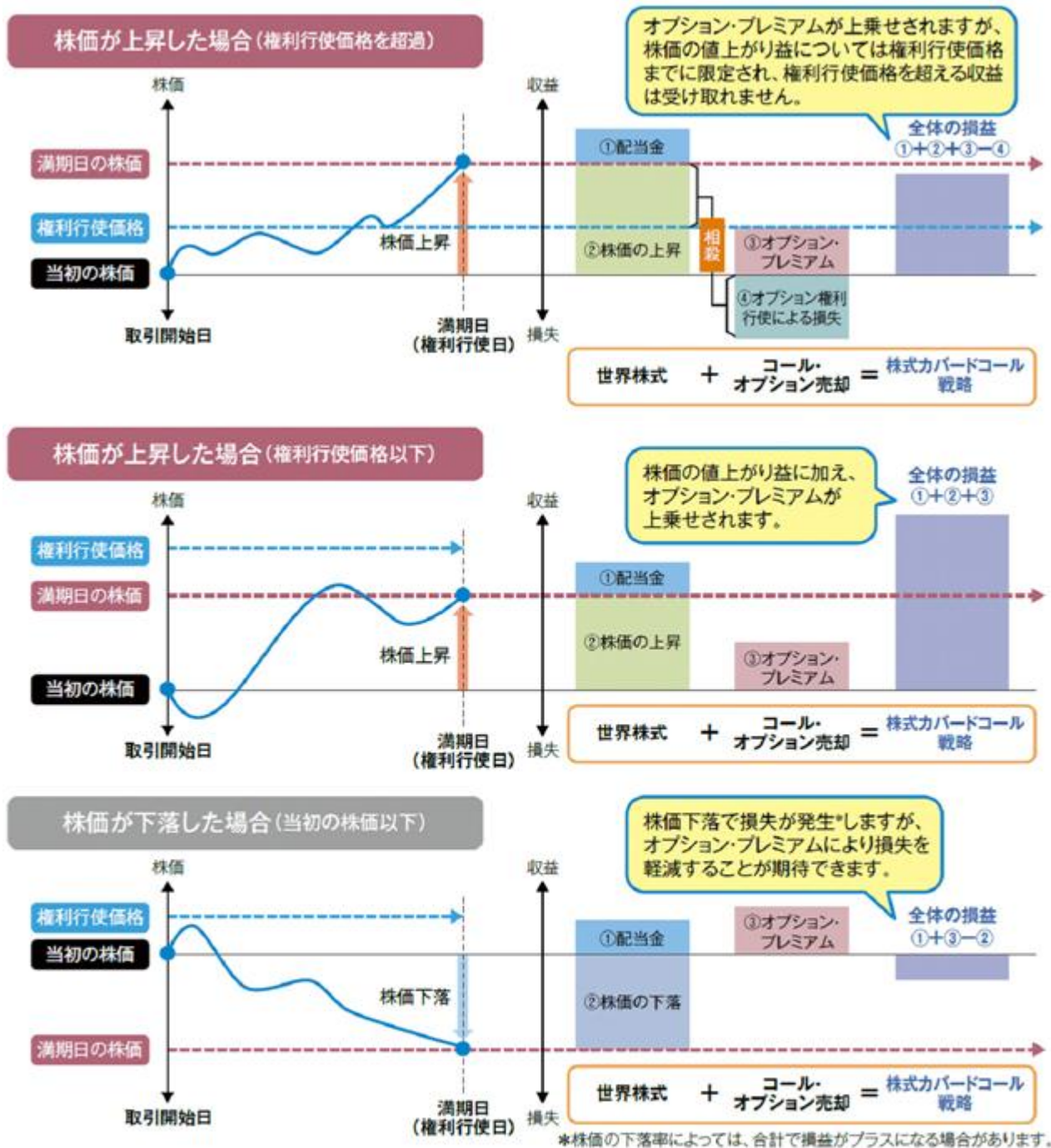
【満期日に資産価格が権利行使価格を超えて上昇しなかった場合】

権利行使価格を超えて資産価格が上昇しなかった場合は、コール・オプションの権利は行使されず、決済も行われなため、コール・オプションの売り手にとって、コール・オプション売却に伴うオプション・プレミアムが収益となります。

※上記はカバードコールの取引に関する説明の一部であり、すべてを網羅したものではありません。

※上記は保有資産に対して、当該保有資産のコール・オプションを全て売却したものと記載しています。組入れファンドでは、保有資産の一部または全部にかかるコール・オプションを売却します。また、各コール・オプションの売却は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行う場合があります。

株式カバードコール戦略の損益（イメージ図）



※上記のイメージ図は株式カバードコール戦略の満期日における損益についてご理解いただくことを目的に委託会社が作成したものであり、本ファンドの実際の運用成果を明示するものではなく、また、将来の運用成果等を保証するものではありません。

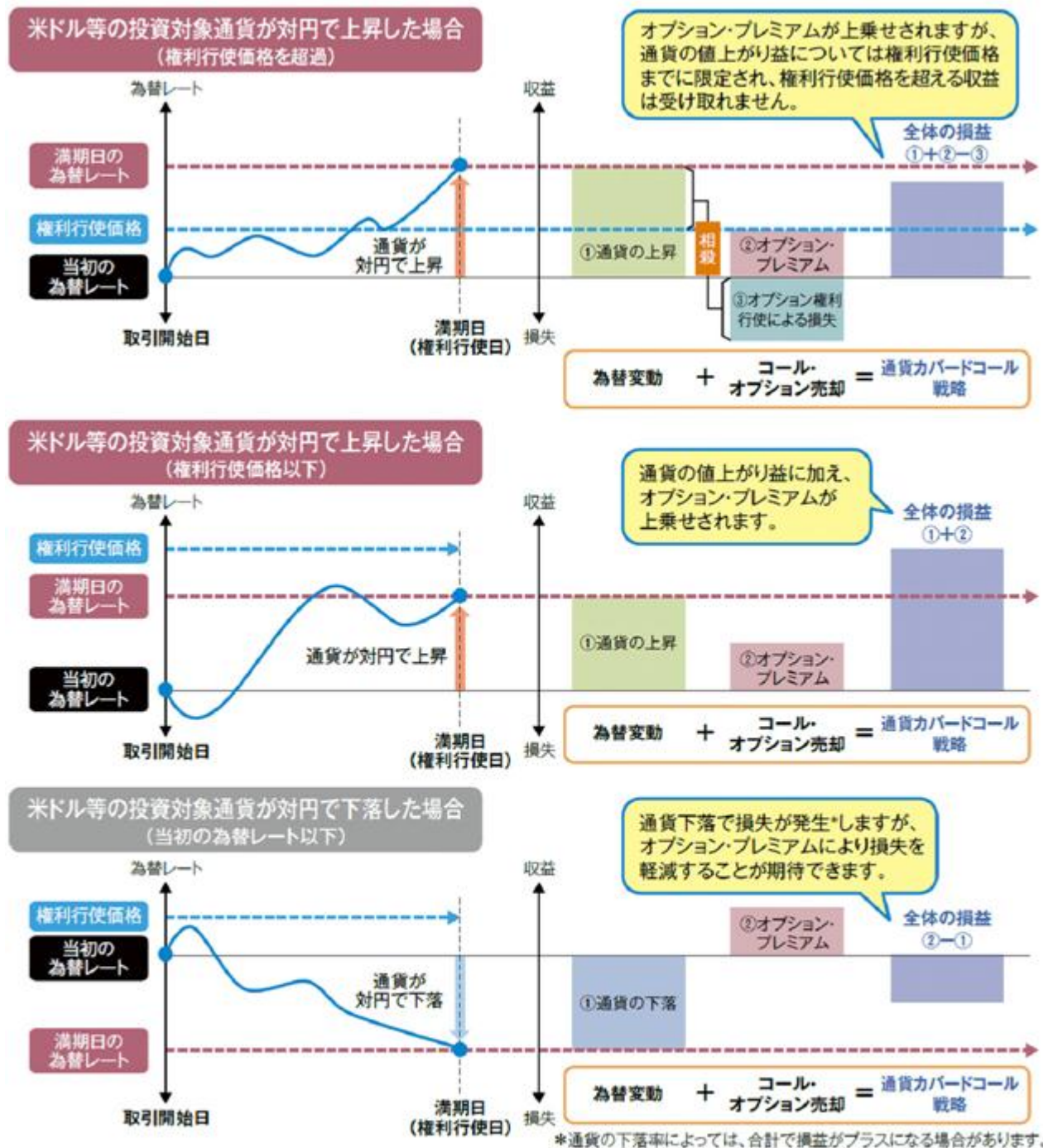
※上記のイメージ図は、投資する株式において配当金の支払いがあったことを前提としております。また、運用に係るコスト、為替変動等は考慮していません。

※本ファンドの株式カバードコール戦略は個別銘柄ごとに行いますので、当該損益も銘柄ごとに異なります。

※上記のイメージ図における「株価が上昇した場合」については、満期日（権利行使日）に権利行使されたものとして記載しておりますが、実際の運用においては権利行使日に必ず権利行使されるとは限りません。また、オプションには、満期日（権利行使日）に限り権利行使が可能なもの、満期日（権利行使日）までいつでも権利行使が可能なもの等があります。

※上記のイメージ図は、株式1銘柄を保有し、当該銘柄のコール・オプションを全て売却したものと記載しています。組入れファンドでは、保有銘柄の一部または全部にかかるコール・オプションを売却します。また、各コール・オプションの売却は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行う場合があります。

通貨カバードコール戦略の損益（イメージ図）



※上記のイメージ図は通貨カバードコール戦略の満期日における損益についてご理解いただくことを目的に委託会社が作成したものであり、本ファンドの実際の運用成果を明示するものではなく、また、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※上記のイメージ図は、運用に係るコスト等は考慮していません。

※本ファンドの通貨カバードコール戦略は投資対象通貨ごとに行いますので、当該損益も通貨ごとに異なります。

※上記のイメージ図における「米ドル等の投資対象通貨が対円で上昇した場合」については、満期日（権利行使日）に権利行使されたものとして記載しておりますが、実際の運用においては権利行使日に必ず権利行使されるとは限りません。また、オプションには、満期日（権利行使日）に限り権利行使が可能なもの、満期日（権利行使日）までいつでも権利行使が可能なもの等があります。

※上記のイメージ図は、保有通貨に対して、当該通貨のコール・オプションを全て売却したものとして記載しています。組入れファンドでは、保有通貨の一部または全部にかかるコール・オプションを売却します。また、各コール・オプションの売却は、市場環境等を考慮し、それぞれ異なるタイミングで行う場合があります。

運用プロセス

組入れファンドは、規律あるボトムアップ・アプローチに基づき、確信度の高い世界好配当株式の30～50銘柄程度を厳選して投資を行います。さらに株式カバードコール戦略、通貨カバードコール戦略を活用し、トータル・リターンの向上を目指します。



※市況動向や資金動向その他の要因等によっては、上記プロセスのような運用ができない場合があります。また、上記運用プロセスは変更される場合があります。

※上記は組入れファンドの運用プロセスについて、委託会社が作成したものです。

組入れファンドの運用

組入れファンドの運用は、TCWアセット・マネジメント・カンパニーが行います。TCWアセット・マネジメント・カンパニーは、1971年創立のTCWグループ[略称:TCW]傘下の運用会社です。TCWは米国、英国、日本、香港等に拠点をもち、株式や債券からオルタナティブ資産まで幅広い運用ラインナップを顧客に提供しています。

	TCWグループ 【運用資産残高】約2,350億米ドル(約24.4兆円) 【従業員数】約600名 出所:TCWアセット・マネジメント・カンパニー 運用資産残高および従業員数: 2020年9月30日現在、1米ドル=103.89円で換算	 本社オフィスビル:米国ロサンゼルス
---	---	--

⑤ 使用している配当貴族指数について

S&P500配当貴族指数とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLC（以下「SPDJ」いう。）が算出・公表しているS&P500構成銘柄の中から原則として過去25年連続増配している企業を抽出し、算出している株価指数です。

S&Pグローバル配当貴族指数とは、SPDJが算出・公表しているS&Pグローバル総合指数構成銘柄の中から原則として過去10年連続して毎年増配または安定配当している企業を抽出し、算出している株価指数です。

S&P500配当貴族指数およびS&Pグローバル配当貴族指数（以下「S&P配当貴族指数」）はSPDJ Iの商品であり、これらを利用するライセンスがあおぞら投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJ Iに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスがあおぞら投信株式会社にそれぞれ付与されています。本ファンドは、SPDJ I、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社（総称して「S&P Dow Jones Indices」という。）によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indicesは、本ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的に本ファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場パフォーマンスを追跡するS&P配当貴族指数の能力に関して、明示又は黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。

S&P配当貴族指数に関して、S&P Dow Jones Indicesとあおぞら投信株式会社との間にある唯一の関係は、当インデックスとS&P Dow Jones Indicesまたはそのライセンサーの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンスの供与です。S&P配当貴族指数は、あおぞら投信株式会社または本ファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indicesによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indicesは、S&P配当貴族指数の決定、構成または計算においてあおぞら投信株式会社または本ファンドの所有者の要求を考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indicesは、本ファンドの価格または数量、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングの決定、本ファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して責任を負わず、またこれに関与したことはありません。S&P Dow Jones Indicesは、本ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。S&P配当貴族指数に基づく投資商品がインデックスのパフォーマンスを正確に追跡する、あるいはプラスの投資収益を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資顧問会社ではありません。インデックスに証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホルドの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとしてみなしてはなりません。

（２）【ファンドの沿革】

2015年10月30日 信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはTCWアセット・マネジメント・カンパニーおよび委託会社が運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



- ※ 上記は本書提出日現在の組入れ指定投資信託証券の一覧です。各投資信託証券への投資比率には制限を設けませんが、原則として「TCWファンズー TCWグローバル・ディビデンド・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス」の組入比率を高位に保ちます。各指定投資信託証券については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。
- ＊ 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

② ファンドの関係法人

a. 委託会社：あおぞら投信株式会社

本ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

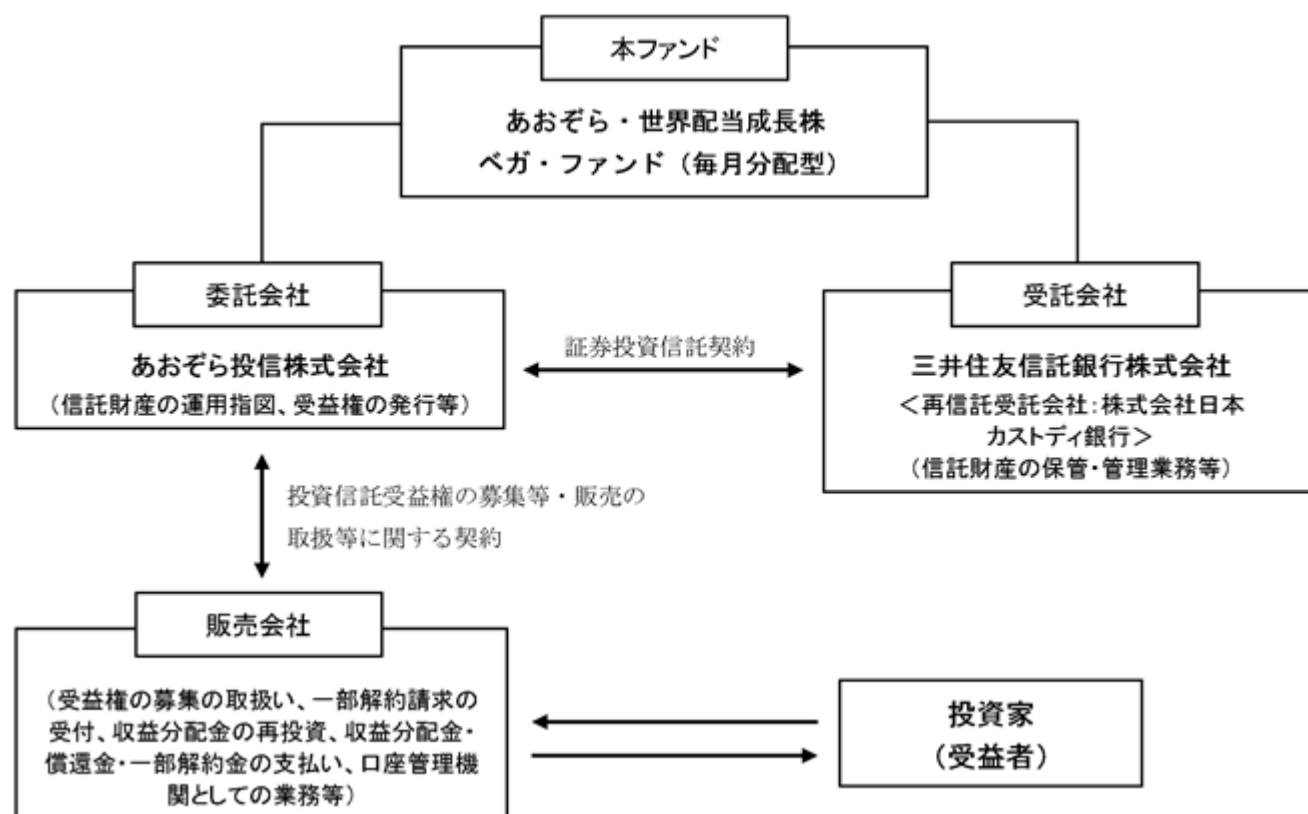
b. 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

本ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、信託財産の保管・管理業務等を行います。

なお、信託事務の処理の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

c. 販売会社

本ファンドの販売会社として、本ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。



d. 契約の概要等

1. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、本ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

2. 投資信託受益権の募集等・販売の取扱等に関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定している契約です。

③ 委託会社等の概況（本書提出日現在）

a. 資本金の額 4億5,000万円

b. 委託会社の沿革

2014年2月4日 会社設立

2014年4月15日 投資運用業登録

2015年7月3日 第二種金融商品取引業登録

c. 大株主の状況

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町六丁目1番地1	18,000	100

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

本ファンドは、インカムゲインの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方針

a. 投資対象

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。）以下同じ。）を主要投資対象とします。

b. 投資態度

1. 主として、日本を含む世界の主要取引所に上場されている株式等（預託証券（DR）、上場投資信託（ETF）および不動産投資信託（REIT）等を含みます。）を主要投資対象とする別に定める投資信託証券に投資を行います。
2. 上記に定める株式等は、主として相対的に配当利回りおよび増配の可能性が高いと判断されるものとします。
3. 外国籍投資信託証券の組入比率は原則として高位を保ちます。
4. 外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。
5. 別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）については見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。
6. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

② 運用の指図範囲等

a. 委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債、同法第120条に規定する特別法人債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債をいいます。）
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

- b. 委託会社は、信託金を、上記a.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- c. 上記a.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記b.に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
- ③ 指定投資信託証券の概要（本書提出日現在）
- a. ケイマン籍外国投資信託受益証券（円建て） TCWファンズー TCWグローバル・ディビデンド・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス
 - b. 親投資信託 あおぞら・マネー・マザーファンド
- ※ 上記は本書提出日現在の指定投資信託証券です。なお、指定投資信託証券は見直されることがあります。この場合、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を除外する場合があります。

指定投資信託証券の概要 a.

ファンド名	TCWファンズー TCWグローバル・ディビデンド・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス
ファンド形態	ケイマン籍外国投資信託受益証券（円建て）
投資目的	インカムゲインの確保、オプション・プレミアムの獲得および値上がり益の最大化を目指します。
主な投資対象	① 日本を含む世界各国の取引所に上場されている株式等（預託証券（DR）、上場投資信託（ETF）および不動産投資信託（REIT）等を含みます。）に投資を行い、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。また、インカムゲインの確保に加え、株式カバードコール戦略を活用し、オプション・プレミアムの獲得を目指します。 ② 原則として、相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資を行います。なお、資産規模等により上記のような運用が困難な場合は、上場投資信託（ETF）を通じて株式カバードコール戦略を行うことがあります。 ③ 通貨カバードコール戦略を活用し、オプション・プレミアムの獲得を目指します。 ④ 上記のカバードコール戦略で獲得したオプション・プレミアムの一部を用いて、株価および投資対象通貨の対円での下落時における損失の一部軽減を目的として、株式および株価指数の上場プット・オプションおよび投資対象通貨のプット・オプションを購入する場合があります。
主な投資制限	① 有価証券の空売りは行いません。 ② 純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、ファンドの純資産総額の5%以内とします。 ④ 流動性に欠ける資産への投資は行いません。
運用報酬等	運用報酬： 年率0.745%程度 その他の費用： 受託報酬、管理事務代行報酬、保管報酬、登録・名義書換事務代行報酬、受益者サービス報酬がファンドから支払われるほか、ファンドにかかる事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が、ファンドより実費にて支払われます。また、その他、株式等の売買委託手数料等取引に要する費用、信託財産に関する租税等もファンドの負担となります。
投資顧問会社	TCWアセット・マネジメント・カンパニー
決算日	毎年3月31日

※ 上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

指定投資信託証券の概要 b.

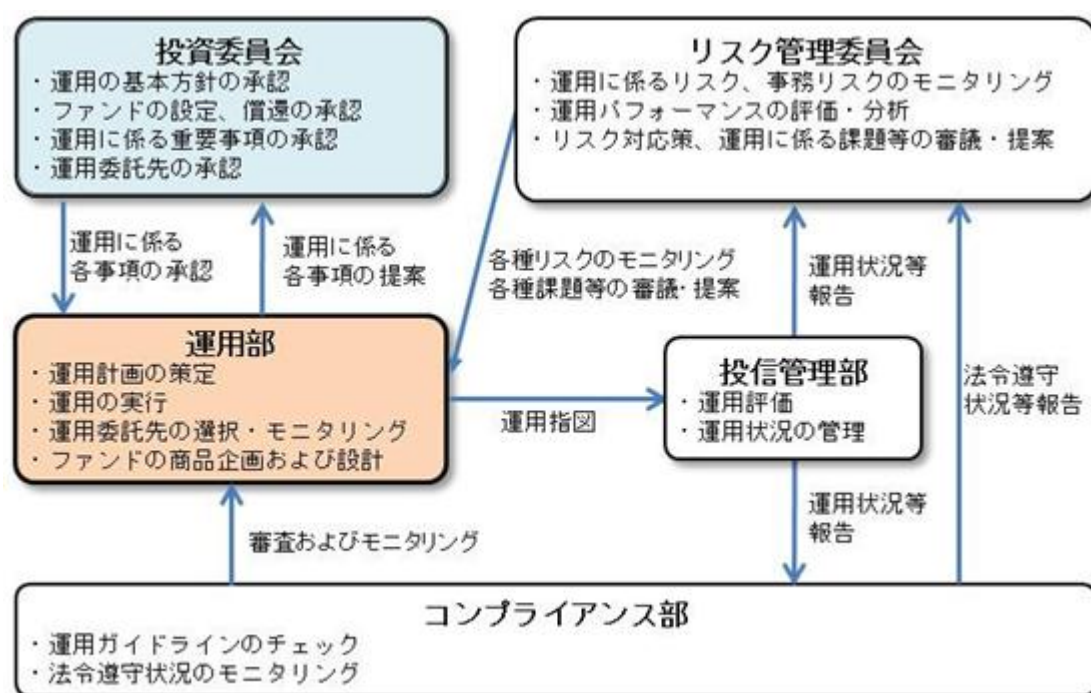
ファンド名	あおぞら・マネー・マザーファンド
ファンド形態	親投資信託
投資目的	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	本邦通貨表示の短期公社債等を主要投資対象とします。
主な投資制限	① 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ② 投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 外貨建資産への投資は行いません。
運用報酬等	ありません。
運用会社	あおぞら投信株式会社
決算日	毎年3月15日

※ 上記は本書提出日現在の指定投資信託証券の概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

(3) 【運用体制】

① 委託会社の運用体制

委託会社の運用体制における内部管理および本ファンドに係る意思決定を監督する組織は以下の通りです。



※投資委員会は6名程度、リスク管理委員会は8名程度で構成されています。

- 本ファンドの運用者は、運用に関する社内規程（以下「本規程」といいます。）を遵守することが求められています。本規程は、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令等の遵守、投資者保護、公平性の確保等を主要目的としています。
- 運用に係るリスク管理および法令等・信託約款（運用の基本方針）の遵守の管理につきましては、運用部門とは別の投信管理部門（投信管理部およびコンプライアンス部）が担当します。投信管理部門は、定期的に運用パフォーマンスの評価・分析ならびに法令遵守状況の監視を行うとともに、その結果をリスク管理委員会へ報告します。

② ファンドの関係法人に対する管理体制等

- a. 受託会社または受託会社の再委託先に対しては、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合等を行います。また、受託会社の受託業務について内部統制の有効性・妥当性について、独立した監査人が監査を行っており、当該監査人による報告書を受託会社より受取ります。
- b. 運用の外部委託を行う場合は、その外部運用委託先に対して、継続的に運用体制、リスク管理体制等に関して、適宜に調査・評価を行います。また、外部運用委託先に対して定期的に運用状況ならびに運用ガイドラインの遵守状況の報告を義務付け、その内容をリスク管理委員会に報告します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は分配を行わない場合があります。
- c. 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益の分配

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金に関する留意事項

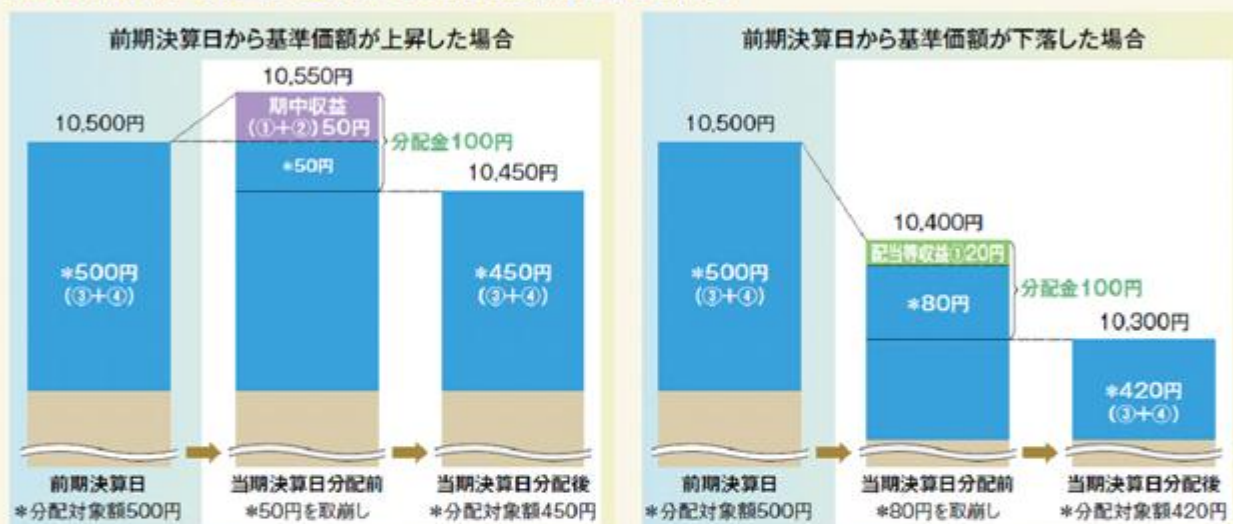
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※ 普通分配金に対する課税については後記「4 手数料等及び税金」「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

① 本ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- c. 株式（指定投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- d. 投資信託証券および短期金融商品等以外の有価証券への直接投資は行いません。
- e. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入の指図は行いません。
- f. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる状態に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- g. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- h. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- i. 外国為替予約の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- j. 資金の借入れ
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

② 法令に基づく投資制限

a. 同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

b. デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを指図してはならないとされています。

c. 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図してはならないものとされています。

3【投資リスク】

（1）投資リスク（基準価額の変動要因）

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので、基準価額は変動します。また、為替の変動による影響を受けます。したがって、投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。本ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家の皆さまに帰属します。

本ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

本ファンドは実質的に株式に投資を行いますので、株価変動リスクを伴います。一般に株式市場が下落した場合には、本ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は下落し、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、本ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。なお、本ファンドは一部新興国の株式に投資を行う場合がありますが、新興国の株価変動は先進国以上に大きいものになることが予想されます。

② 株式カバードコール戦略の活用に伴うリスク

本ファンドは組入れファンドにおいて、株式等に投資すると同時に当該株式等に係るコール・オプションを売却する「株式カバードコール戦略」を活用します。株式カバードコール戦略では、コール・オプションの権利行使価格以上に株式等の価格が上昇した場合には、その値上がり益の一部または全部を放棄するため、コール・オプションを売却しなかった場合に比べて運用成果が劣後する場合があります。また、株式カバードコール戦略では個別銘柄ごとにカバードコール戦略を構築するため、株式等の価格上昇時の値上がり益が個別銘柄ごとに限定されており、運用成果が株式等市場全体の動きに対して劣後する場合があります。

コール・オプションは時価で評価するため、株式等の価格が上昇した場合や価格変動率が上昇した場合等には、売却したコール・オプションの価格の上昇による損失を被り、本ファンドの基準価額の下落要因となります。なお、コール・オプションの売却時点で、オプション・プレミアム相当分が本ファンドの基準価額に反映されるものではありません。

株式カバードコール戦略において、株式等の価格の下落時にカバードコール戦略を再構築した場合、株式等の値上がり益は再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後に当初の水準まで株式等の価格が回復しても、本ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。

株式オプション・プレミアムの水準は、コール・オプションの売却を行う時点の株式等の価格、価格変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、配当金額、市場需給等複数の要因により決定されるため、当初想定したオプション・プレミアムの水準が確保できない場合があります。なお、換金等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、市場規模や市場動向等によっては、コストが発生し本ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

③ 通貨カバードコール戦略の活用に伴うリスク

本ファンドは組入れファンドにおいて、米ドルを主とする投資対象通貨に係るコール・オプションを売却する「通貨カバードコール戦略」を活用します。通貨カバードコール戦略では、コール・オプションの権利行使価格以上に米ドルを主とする投資対象通貨が対円で上昇した場合には、その値上がり益の一部または全部を放棄するため、コール・オプションを売却しなかった場合に比べて、運用成果が劣後する場合があります。

コール・オプションは時価で評価するため、米ドルを主とする投資対象通貨が対円で上昇した場合等には、売却したコール・オプションの価格の上昇による損失を被り、本ファンドの基準価額の下落要因となります。なお、コール・オプションの売却時点で、オプション・プレミアム相当分が本ファンドの基準価額に反映されるものではありません。

通貨カバードコール戦略において、米ドルを主とする投資対象通貨が対円で下落している時にカバードコール戦略を再構築した場合、為替差益は再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後に当初の水準まで米ドルを主とする投資対象通貨が対円で上昇したとしても、本ファンドの基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。通貨オプション・プレミアムの水準は、コール・オプションの売却を行う時点の為替水準、為替変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、金利水準、市場需給等複数の要因により決定されるため、当初想定したオプション・プレミアムの水準が確保できない場合があります。なお、換金等に伴いカバードコール戦略を解消する場合、市場規模や市場動向等によっては、コストが発生し本ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

④ 為替変動リスク

本ファンドの実質的な主要投資対象は外貨建資産であり、一般に為替変動リスクを伴います。本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

⑤ カントリー・リスク

本ファンドは実質的に一部新興国の株式に投資を行う場合がありますので、カントリー・リスクを伴います。新興国市場への投資には、先進国市場への投資と比較して、社会・政治・経済の不確実性、市場規模が小さい故の低い流動性、通貨規制および資本規制、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートや現地通貨交換に要するコストの大きな変動、外国への送金規制等の影響を受けて、本ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑥ 流動性リスク

本ファンドは実質的に一部新興国の株式に投資を行う場合がありますので、流動性リスクを伴います。新興国の株式には流動性の低いものも含まれており、このような株式は一般に価格変動率が比較的高く、本ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、一般に流動性の高い株式と比較して市場規模や取引量が少ないため、経済状況の悪化や、本ファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格や評価価格通りに取引できない可能性があり、本ファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

⑦ 集中投資リスク

本ファンドは実質的に配当利回りと増配（配当成長）の可能性が高いと判断される銘柄に厳選して投資を行いますので、結果として銘柄数が少なくなる場合があります。このような場合、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比べて、1銘柄の株価変動による影響が大きいくと考えられます。そのため、本ファンドの基準価額は、株式市場全体の平均的な値動きにかかわらずより大きく変動する場合や、市場全体の動きとは異なる動きをする場合があります。投資対象とする特定の銘柄を大量に売却しなければならなくなった場合、市場動向および取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、本ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

⑧ 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクを伴います。

⑨ デリバティブ取引に関するリスク

本ファンドは、組入れファンドにおいて一定のデリバティブを用いることがあります。デリバティブ取引は、現物資産への投資に代わり投資目的を効率的に達成するために用いられますが、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性があり、その目的を達成できる保証はありません。デリバティブの価格は、主として基礎となる原資産の価格に依存しこれらによって変動しますが、基礎となる原資産の価格以上に変動することがあります。このため、デリバティブの価格の動きが本ファンドの基準価額の下落要因となり投資元本を割り込むことがあります。

⑩ 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等もしくはコンピュータ・ネットワーク関係の不慮の出来事等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、本ファンドの基準価額が下落する場合があります。

（２）その他の留意点

- ① 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に本ファンドで資金借入れを行うことによって本ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は本ファンドが負担することになります。
- ③ 当初設定および償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合があります。また、本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。また、諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、本ファンドの運用方針に従った運用ができない場合や、一時的に購入・換金の受付を停止する場合があります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の事象等が発生した場合には、本ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
- ⑤ ファンド・オブ・ファンズの基準価額には、主として組入れる投資信託証券の純資産価格および外貨建投資信託に投資する場合は為替レートの影響が反映されます。したがって、ファンド・オブ・ファンズの基準価額には必ずしも投資対象市場の市場動向のみが直接に反映されるのではなく、組入れる投資信託証券における運用の結果が反映されます。また、ファンド・オブ・ファンズの基準価額は、組入れる投資信託証券が組入れる資産の評価時点の市場価格が間接的に反映されるため、基準価額が計算される時点での直近の投資対象市場の動向とは異なる場合があります。
- ⑥ 委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、必要な手続きを経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、本ファンドが投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったとき、またはやむを得ない事情があるときは、受託会社と合意のうえ、必要な手続きを経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

- ⑦ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益率を示すものではありません。投資家の本ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。本ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ⑧ 法令・税制・会計等に変更される可能性があります。（外国投資信託を含みます。）

（３）投資リスクの管理体制

委託会社では、投信管理部門において、関係法令、本ファンドの信託約款および運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、投信管理部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。

※ 上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

本ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移

- ※本ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ※本ファンドの設定日が2015年10月30日のため、本ファンドの年間騰落率は2016年10月以降のデータを表示しています。

本ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

各資産クラス：2015年12月～2020年11月



- ※上記グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。全ての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- ※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、本ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、本ファンドの設定日が2015年10月30日のため、本ファンドについては2016年10月～2020年11月の各月末の直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※本ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(代表的な各資産クラスの指数)

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

※東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

※MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す指数です。なお、NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

※FTSE 世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当該指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%^{*}（税抜3.5%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
- ※ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。
- ※ 申込手数料は、本ファンドの説明、募集・販売の取扱い等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。
- ※ 「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ② 申込手数料の詳細については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。
- ＜照会先（あおぞら投信株式会社）＞
- 委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>
- 委託会社の電話番号：03-6752-1051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
- ※ 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬率（年率）	
本ファンドの信託報酬 ：純資産総額に対して	年率1.1385%（税抜1.035%）
投資対象とする投資信託証券の運用報酬 ：資産総額に対して	年率0.745%程度
実質的な負担 ：純資産総額に対して	年率1.8835%（税込）程度 [*]

※ 本ファンドの信託報酬に本ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用報酬を合わせた、投資者が実質的に負担する信託報酬です。

- a. 本ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.1385%（税抜 1.035%）の率を乗じて得た額とします。
- b. 指定投資信託証券（親投資信託を除きます。）において、最大で年率0.745%程度の運用報酬等が別途課されるため、本ファンドの実質的な負担は、合計で年率1.8835%（税込）程度となります。
- c. ただし、上記の実質的な信託報酬等は、本書提出日現在の指定投資信託証券に基づくものであり、指定投資信託証券の変更等により将来的に変動することがあります。

※ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

② 信託報酬の配分

(年率)

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.5555% (税抜 0.505%)	0.5555% (税抜 0.505%)	0.0275% (税抜 0.025%)	1.1385% (税抜 1.035%)
ファンド運用、法定書類等作成、基準価額算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種報告書の送付、各種事務手続き、口座管理等に係る対価	信託財産の保管・管理、委託会社からの運用指図実行等の対価	

- a. 本ファンドの信託報酬につき、委託会社、受託会社および販売会社間の配分ならびにこれらを対価とする役務の内容については上記の通りとします。
- b. 上記a.の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- c. 委託会社および販売会社に対する信託報酬は、本ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行う本ファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、本ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は本ファンドから受託会社に対して支弁されます。

③ 支払時期

信託報酬等は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 指定投資信託証券において管理報酬等が別途加算されます。当該管理報酬等は、当該投資信託証券の資産規模ならびに運用状況に応じて変動するため、受益者が実質的に負担する当該管理報酬等の率および総額は事前に表示することができません。
- ② 有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ※ 上記の諸経費は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を表示することができません。
- ③ 上記②に定める諸経費のほか、次の各号に掲げる諸費用（消費税等相当額を含みます。以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

なお、下記b.からe.までに該当する業務を委託する場合、その委託費用を含みます。

- a. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- b. 有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
- c. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- d. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情等により発行される受益証券の発行および管理事務に係る費用
- e. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- f. この信託に係る格付の取得に要する費用

- ④ 委託会社は、上記③に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率により算出される金額または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
- ⑤ 上記④の規定に基づき、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。また、かかる諸費用の額は、本ファンドの純資産総額に対して年率0.2%を上限として計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のときに当該諸費用を信託財産中より支弁します。
- ⑥ 上記①から③までのうち、主要な手数料等を対価とする役務の内容は以下の通りです。
- a. 有価証券売買時の売買委託手数料：有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
 - b. 指定投資信託の管理報酬等：指定投資信託に係る受託業務、管理事務代行業務、有価証券の保管費用、登録・名義書換事務代行業務、受益者サービス業務に要する費用
 - c. 監査費用：監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
 - d. 印刷等費用：印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、届出および交付に係る費用
 - e. 本ファンドの計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

※ ご購入からご換金または償還までにご負担いただく当該手数料等の合計額については、ファンドの運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

① 個別元本について

a. 個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については「c. 収益分配金の課税について」をご参照ください。）

b. 一部解約時および償還時の課税について

＜個人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

＜法人の受益者の場合＞

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

c. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 個人、法人別の課税の取扱いについて

課税上は株式投資信託として取扱われます。

a. 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行うことにより総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり元本払戻金（特別分配金）は課税されません。一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益として課税対象（譲渡所得）となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。）15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を選択した場合は申告不要となります。

※ 一部解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ※ 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）をご利用の場合は、満20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
 - ※ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- b. 法人の受益者に対する課税
- 法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税（復興特別所得税を含みます。））の税率により源泉徴収されます。（地方税の源泉徴収はありません。）収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
- ※ 上記は本書提出日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。
 - ※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2020年11月30日現在の運用状況であります。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

また、各投資比率の合計は端数処理の関係上、100%にならない場合があります。

（１）【投資状況】

あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	1,055,022,714	98.89
親投資信託受益証券	日本	99,541	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	11,677,408	1.09
合計(純資産総額)		1,066,799,663	100.00

（参考）あおぞら・マネー・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	99,841,580	100.00
合計(純資産総額)		99,841,580	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	TCWファンズ-TCWグローバル・ディビデンド・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス	573,693.7	1,845	1,058,464,876	1,839	1,055,022,714	98.89
2	日本	親投資信託受益証券	あおぞら・マネー・マザーファンド	99,991	0.9955	99,541	0.9955	99,541	0.00

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.89
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.90

（参考）あおぞら・マネー・マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

該当事項はありません。

ロ.種類別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

（参考）あおぞら・マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

（参考）あおぞら・マネー・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】****あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）**

2020年11月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間末（2016年 4月25日）	7,460,096,558	7,592,000,817	0.8484	0.8634
第2特定期間末（2016年10月25日）	7,125,273,742	7,271,370,471	0.7316	0.7466
第3特定期間末（2017年 4月25日）	6,118,624,042	6,253,951,150	0.6782	0.6932
第4特定期間末（2017年10月25日）	4,582,342,947	4,693,706,715	0.6172	0.6322
第5特定期間末（2018年 4月25日）	3,300,513,198	3,402,978,480	0.4832	0.4982
第6特定期間末（2018年10月25日）	2,642,403,339	2,708,634,685	0.3990	0.4090
第7特定期間末（2019年 4月25日）	1,940,615,160	1,967,113,303	0.3662	0.3712
第8特定期間末（2019年10月25日）	1,608,172,694	1,631,411,890	0.3460	0.3510
第9特定期間末（2020年 4月27日）	1,043,245,691	1,051,899,764	0.2411	0.2431
第10特定期間末（2020年10月26日）	1,029,619,114	1,033,507,021	0.2648	0.2658
2019年11月末日	1,583,186,623	—	0.3479	—
12月末日	1,544,242,999	—	0.3484	—
2020年 1月末日	1,487,323,060	—	0.3378	—
2月末日	1,362,992,544	—	0.3101	—
3月末日	1,026,085,962	—	0.2365	—
4月末日	1,072,025,545	—	0.2467	—
5月末日	1,085,596,693	—	0.2554	—
6月末日	1,039,553,774	—	0.2541	—
7月末日	1,046,479,513	—	0.2601	—
8月末日	1,066,292,363	—	0.2673	—
9月末日	1,025,846,030	—	0.2596	—
10月末日	981,217,948	—	0.2533	—
11月末日	1,066,799,663	—	0.2780	—

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2015年10月30日～2016年 4月25日	0.0750
第2特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	0.0900
第3特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	0.0900
第4特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	0.0900
第5特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	0.0900
第6特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	0.0750
第7特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	0.0400
第8特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	0.0300
第9特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	0.0240
第10特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	0.0050

③【収益率の推移】

あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）

期	計算期間	収益率（％）
第1特定期間	2015年10月30日～2016年 4月25日	△7.7
第2特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	△3.2
第3特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	5.0
第4特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	4.3
第5特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	△7.1
第6特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	△1.9
第7特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	1.8
第8特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	2.7
第9特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	△23.4
第10特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	11.9

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	2015年10月30日～2016年 4月25日	8,836,114,882	42,497,565	8,793,617,317
第2特定期間	2016年 4月26日～2016年10月25日	1,468,883,049	522,718,386	9,739,781,980
第3特定期間	2016年10月26日～2017年 4月25日	871,334,887	1,589,309,664	9,021,807,203
第4特定期間	2017年 4月26日～2017年10月25日	761,693,950	2,359,249,901	7,424,251,252
第5特定期間	2017年10月26日～2018年 4月25日	907,597,314	1,500,829,724	6,831,018,842
第6特定期間	2018年 4月26日～2018年10月25日	1,519,971,945	1,727,856,099	6,623,134,688
第7特定期間	2018年10月26日～2019年 4月25日	392,316,832	1,715,822,841	5,299,628,679
第8特定期間	2019年 4月26日～2019年10月25日	176,889,791	828,679,171	4,647,839,299
第9特定期間	2019年10月26日～2020年 4月27日	164,303,465	485,106,247	4,327,036,517
第10特定期間	2020年 4月28日～2020年10月26日	54,580,485	493,709,120	3,887,907,882

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

＜参考情報＞

本ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2020年11月30日現在

基準価額・純資産の推移

2015年10月30日（設定日）～2020年11月30日



- 基準価額の推移は、本ファンドの信託報酬控除後の価額です。
- 基準価額（分配金再投資）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。
- 上記は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

基準価額・純資産総額

基準価額	2,780円
純資産総額	10.67億円

期間騰落率（年率換算前）

期 間	ファンド
1 ヶ月	10.1%
3 ヶ月	5.2%
6 ヶ月	11.4%
1 年	-13.1%
3 年	-15.3%
設定来	-17.8%

- 本ファンドの期間騰落率は信託報酬控除後のものです。なお、換金時の費用、税金等を考慮しておりません。
- 本ファンドの期間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。また、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

■資産構成比*

組入れファンド・資産	比率
TCWファンズ・TCWグローバルディビデント・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス	98.9%
あおぞら・マネー・マザーファンド	0.0%
現預金・その他	1.1%
合 計	100.0%

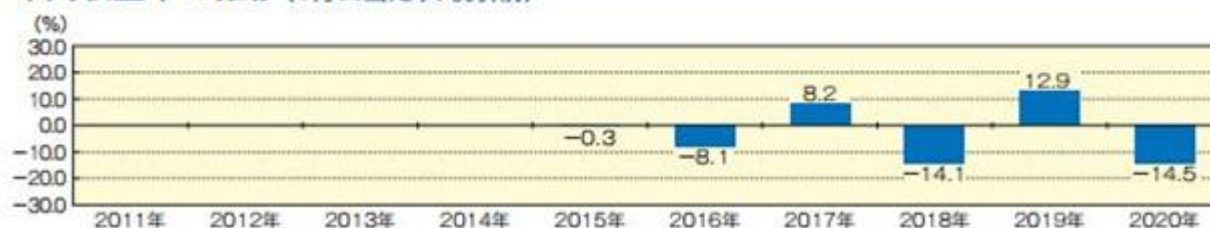
* 比率は、純資産総額に対する割合です。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算日	2020年7月	2020年8月	2020年9月	2020年10月	2020年11月	直近1年間累計	設定来累計
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	250円	6,100円

- 収益分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。
- 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合や、分配金が支払われない場合があります。

年間収益率の推移（1万口当たり、税引前）



- 本ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しています。
- 本ファンドは、ベンチマークを設定しておりませんので、本ファンド設定前の年間騰落率についての情報は記載しておりません。
- 2015年は設定日から年末までの騰落率、2020年は2020年11月末までの騰落率です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2020年11月30日現在

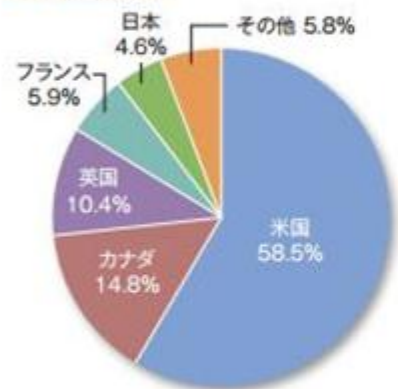
主要な資産の状況

■ポートフォリオの状況

本ファンドが主要投資対象とする「TCWファンズー TCWグローバルディビデント・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス」の運用状況です。

※当頁はTCWアセット・マネジメント・カンパニーのデータを基に委託会社が作成しています。また、各項目の比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

●国別構成比



- 国は当該銘柄の本社所在国を示しています。
- 保有株式の時価総額に対する比率です。

通貨ポジション	米ドル 100.0%
---------	------------

●業種別構成比



- 保有株式の時価総額に対する比率です。

●ポートフォリオ特性値

株式配当利回り*1	3.3%
-----------	------

*1:配当利回りは組入れ銘柄(株式等)の加重平均配当利回り(実績配当ベース、税引前)です。

	株式オプション部分	通貨オプション部分
カバー率*2	62.0%	96.1%
オプション・プレミアム(年率)*3	5.4%	8.9%
平均行使価格*4	103.9%	99.8%
平均行使期間	28.3日	28.0日

*2:保有資産に対するコールオプションのポジションの割合です。

*3:オプション・プレミアム(年率)は、カバードコール戦略におけるプレミアム収入を年率換算の上、当月末純資産残高で除して算出しています。

*4:平均行使価格とは、コールオプションの平均行使価格をオプション取引の対象となる原資産(株式・通貨等の価格)の平均時価に対する比率で示したものです。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 本ファンドの取得申込は、各申込期間における販売会社の営業日（ただし、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合を除きます。）において行われます。本ファンドの取得申込の受付は、原則として午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込は翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」と税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。なお、販売会社によっては取扱いコースが異なることがあります。
「自動けいぞく投資コース」を利用される場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結するものとします。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (3) 本ファンドの申込価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (4) 本ファンドの申込単位は、販売会社が委託会社の承諾を得て定める単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍とします。
- (5) 本ファンドの申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%＊（税抜 3.5%）を上限として販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。
＊ 上記手数料率には、申込手数料に係る消費税等相当額が含まれております。
- (6) 販売会社の申込手数料および申込単位の詳細については、販売会社にお問い合わせください。
販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。
＜照会先（あおぞら投信株式会社）＞
委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>
委託会社の電話番号：03-6752-1051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
- (7) 申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
- (8) 委託会社は、投資対象とする投資信託証券に投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは著しい流動性の減少等その他やむを得ない事情があると判断したときは、本ファンドの取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込を取消することができます。
- (9) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日（ただし、ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合を除きます。）において一部解約の実行の請求を行うことができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時まで一部解約の実行の請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。
- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (4) 一部解約の単位は、販売会社が別に定める単位とします。
- (5) 解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。
＜照会先（あおぞら投信株式会社）＞
委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>
委託会社の電話番号：03-6752-1051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）
- (6) 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いするものとします。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には別途制限を設ける場合があります。
- (8) 委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは著しい流動性の減少等その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。
- (9) 本ファンドの受益権の換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 本ファンドの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」という場合があります。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

② 本ファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

投資信託証券：原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所の最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託証券の基準価額に基づいて評価します。

③ 基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出され、下記の照会先または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

＜照会先（あおぞら投信株式会社）＞

委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>

委託会社の電話番号：03-6752-1051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は、信託契約締結日から2025年10月27日までとします。

なお、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(4)【計算期間】

① 本ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までを原則とします。

ただし、第1計算期間は2015年10月30日から2015年11月25日までとします。

② 上記①の規定にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

① 信託契約の解約

a. 委託会社は、信託期間中において、この信託に係る受益権の総口数が10億口を下回ったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、指定投資信託証券が存続しないこととなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - e. 上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するこの信託契約の解約の手續を行うことが困難なときには適用しません。
- ② 信託契約に関する監督官庁の命令
- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「⑥信託約款の変更等」の規定に従います。
- ③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い
- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は後記「⑥信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「⑥信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本「⑥信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.から上記f.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦ 運用報告書

- a. 委託会社は、毎年4月および10月の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細等のうち、重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第4項に定める運用報告書）を作成し、かつ知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- b. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投信法第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
- ＜掲載先（あおぞら投信株式会社）＞
委託会社のホームページアドレス：<http://www.aozora-im.co.jp/>
- c. 上記b.の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付するものとしします。

⑧ 関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の募集等・販売の取扱等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。投資信託受益権の募集等・販売の取扱等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

⑨ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または信託約款の変更等を行う場合において、投信法第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑩ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a. 他の受益者の氏名または名称および住所
- b. 他の受益者が有する受益権の内容

⑪ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.aozora-im.co.jp/>

ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載します。

⑫ 信託事務処理の再信託

受託会社は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（1）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に应じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払いを開始するものとしします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2） 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（3） 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。

受付は原則として午後3時までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。

一部解約金の支払いは、原則として換金（解約）受付日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等において行うものとし、

（4） 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（1）本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2）本ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

（3）本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10特定期間（2020年4月28日から2020年10月26日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9特定期間 2020年 4月27日現在	第10特定期間 2020年10月26日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	403,086	53,679
コール・ローン	15,629,827	36,639,719
投資信託受益証券	1,037,039,267	999,374,425
親投資信託受益証券	99,601	99,551
流動資産合計	1,053,171,781	1,036,167,374
資産合計	1,053,171,781	1,036,167,374
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	8,654,073	3,887,907
未払解約金	18,082	1,486,572
未払受託者報酬	25,759	24,114
未払委託者報酬	1,040,719	974,200
未払利息	42	100
その他未払費用	187,415	175,367
流動負債合計	9,926,090	6,548,260
負債合計	9,926,090	6,548,260
純資産の部		
元本等		
元本	4,327,036,517	3,887,907,882
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,283,790,826	△2,858,288,768
（分配準備積立金）	832,889,350	728,924,026
元本等合計	1,043,245,691	1,029,619,114
純資産合計	1,043,245,691	1,029,619,114
負債純資産合計	1,053,171,781	1,036,167,374

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9特定期間 自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	第10特定期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日
営業収益		
受取配当金	224,702,393	—
受取利息	23	8
有価証券売買等損益	△567,251,331	127,335,108
営業収益合計	△342,548,915	127,335,116
営業費用		
支払利息	16,706	15,221
受託者報酬	195,887	144,719
委託者報酬	7,913,991	5,846,492
その他費用	1,424,744	1,052,427
営業費用合計	9,551,328	7,058,859
営業利益又は営業損失（△）	△352,100,243	120,276,257
経常利益又は経常損失（△）	△352,100,243	120,276,257
当期純利益又は当期純損失（△）	△352,100,243	120,276,257
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△2,618,238	3,571,361
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△3,039,666,605	△3,283,790,826
剰余金増加額又は欠損金減少額	321,857,952	369,540,660
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	321,857,952	369,540,660
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	110,537,790	40,774,677
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	110,537,790	40,774,677
分配金	105,962,378	19,968,821
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△3,283,790,826	△2,858,288,768

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	本ファンドの計算期間は原則として、毎月26日から25日までとなっております。 ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、当特定期間は2020年 4月28日から2020年10月26日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第9特定期間 2020年 4月27日現在	第10特定期間 2020年10月26日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 4,327,036,517口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 3,887,907,882口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 3,283,790,826円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 2,858,288,768円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.2411円 (10,000口当たり純資産額) (2,411円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.2648円 (10,000口当たり純資産額) (2,648円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第9特定期間 自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	第10特定期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日
分配金の計算過程 第49期 2019年10月26日 2019年11月25日 費用控除後の配当等 A 43,496,842円 収益額 費用控除後・繰越欠 B 0円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 4,603,670円 分配準備積立金額 D 756,564,850円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 804,665,362円 象収益額 本ファンドの期末残 F 4,536,668,658口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 1,773円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 50円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 22,683,343円 第50期 2019年11月26日 2019年12月25日 費用控除後の配当等 A 41,768,606円 収益額	分配金の計算過程 第55期 2020年 4月28日 2020年 5月25日 費用控除後の配当等 A 0円 収益額 費用控除後・繰越欠 B 0円 損金補填後の有価証券等損益額 収益調整金額 C 3,874,434円 分配準備積立金額 D 824,172,672円 本ファンドの分配対 E=A+B+C+D 828,047,106円 象収益額 本ファンドの期末残 F 4,301,877,624口 存口数 10,000口当たり収益 G=E/F×10,000 1,924円 分配対象額 10,000口当たり分配 H 0円 金額 収益分配金金額 I=F×H/10,000 0円 第56期 2020年 5月26日 2020年 6月25日 費用控除後の配当等 A 0円 収益額

費用控除後・繰越欠 収益額	B	0円
損金補填後の有価証券等損益額		
収益調整金額	C	4,463,195円
分配準備積立金額	D	757,077,798円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	803,309,599円
本ファンドの期末残存口数	F	4,418,046,469口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,818円
分配対象額		
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	22,090,232円
第51期		
2019年12月26日		
2020年 1月27日		
費用控除後の配当等 収益額	A	42,010,115円
費用控除後・繰越欠 収益額	B	0円
損金補填後の有価証券等損益額		
収益調整金額	C	5,014,146円
分配準備積立金額	D	771,885,187円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	818,909,448円
本ファンドの期末残存口数	F	4,393,504,574口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,863円
分配対象額		
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,967,522円
第52期		
2020年 1月28日		
2020年 2月25日		
費用控除後の配当等 収益額	A	43,822,222円
費用控除後・繰越欠 収益額	B	0円
損金補填後の有価証券等損益額		
収益調整金額	C	5,592,506円
分配準備積立金額	D	788,877,503円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	838,292,231円
本ファンドの期末残存口数	F	4,379,873,741口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,913円
分配対象額		
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	21,899,368円
第53期		
2020年 2月26日		
2020年 3月25日		
費用控除後の配当等 収益額	A	21,182,446円

費用控除後・繰越欠 収益額	B	0円
損金補填後の有価証券等損益額		
収益調整金額	C	3,893,692円
分配準備積立金額	D	788,618,839円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	792,512,531円
本ファンドの期末残存口数	F	4,117,265,498口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,924円
分配対象額		
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,117,265円
第57期		
2020年 6月26日		
2020年 7月27日		
費用控除後の配当等 収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠 収益額	B	0円
損金補填後の有価証券等損益額		
収益調整金額	C	1,229,803円
分配準備積立金額	D	768,771,088円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	770,000,891円
本ファンドの期末残存口数	F	4,021,201,688口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,914円
分配対象額		
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	4,021,201円
第58期		
2020年 7月28日		
2020年 8月25日		
費用控除後の配当等 収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠 収益額	B	0円
損金補填後の有価証券等損益額		
収益調整金額	C	2,584,249円
分配準備積立金額	D	757,864,608円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	760,448,857円
本ファンドの期末残存口数	F	3,992,169,581口
10,000口当たり収益	G=E/F×10,000	1,904円
分配対象額		
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	3,992,169円
第59期		
2020年 8月26日		
2020年 9月25日		
費用控除後の配当等 収益額	A	0円

費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証券等損益額		損金補填後の有価証券等損益額	
収益調整金額 C	5,751,453円	収益調整金額 C	1,221,505円
分配準備積立金額 D	802,077,356円	分配準備積立金額 D	747,297,090円
本ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	829,011,255円	本ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	748,518,595円
本ファンドの期末残存口数 F	4,333,920,106口	本ファンドの期末残存口数 F	3,950,279,058口
10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	1,912円	10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	1,894円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たり分配金額 H	20円	10,000口当たり分配金額 H	10円
収益分配金金額 I=F×H/10,000	8,667,840円	収益分配金金額 I=F×H/10,000	3,950,279円
第54期		第60期	
2020年 3月26日		2020年 9月26日	
2020年 4月27日		2020年10月26日	
費用控除後の配当等 A	22,501,723円	費用控除後の配当等 A	0円
収益額		収益額	
費用控除後・繰越欠 B	0円	費用控除後・繰越欠 B	0円
損金補填後の有価証券等損益額		損金補填後の有価証券等損益額	
収益調整金額 C	3,535,881円	収益調整金額 C	1,204,522円
分配準備積立金額 D	815,505,819円	分配準備積立金額 D	731,607,411円
本ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	841,543,423円	本ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D	732,811,933円
本ファンドの期末残存口数 F	4,327,036,517口	本ファンドの期末残存口数 F	3,887,907,882口
10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	1,944円	10,000口当たり収益 G=E/F×10,000	1,884円
分配対象額		分配対象額	
10,000口当たり分配金額 H	20円	10,000口当たり分配金額 H	10円
収益分配金金額 I=F×H/10,000	8,654,073円	収益分配金金額 I=F×H/10,000	3,887,907円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別 第9特定期間 自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	第10特定期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、株価変動リスク、投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社では、投信管理部門において、運用パフォーマンスの評価・分析及び運用に係るリスクのモニタリングならびに関係法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果はコンプライアンス部及び社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督を行っております。運用の外部委託を行う場合は、当該外部運用委託先に対し定期的に前述と同等程度の報告を義務付けることにより、リスク管理を実施しております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	第9特定期間 2020年 4月27日現在	第10特定期間 2020年10月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	第9特定期間 自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	第10特定期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,647,839,299円	4,327,036,517円
期中追加設定元本額	164,303,465円	54,580,485円
期中一部解約元本額	485,106,247円	493,709,120円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9特定期間 自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	第10特定期間 自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	30,439,044	36,142,703
親投資信託受益証券	△10	△10
合計	30,439,034	36,142,693

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TCWファンズ-TCWグローバル・ディビデンド・スターズ・プレミアム・ファンド カレンシー・プレミアム・シェアクラス	573,693.7	999,374,425	
投資信託受益証券 合計		573,693.7	999,374,425	
親投資信託受益証券	あおぞら・マネー・マザーファンド	99,991	99,551	
親投資信託受益証券 合計		99,991	99,551	
合計		673,684.7	999,473,976	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

本ファンドは「あおぞら・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

あおぞら・マネー・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)		
	2020年 4月27日現在	2020年10月26日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	99,901,981	99,851,413
流動資産合計	99,901,981	99,851,413
資産合計	99,901,981	99,851,413
負債の部		
流動負債		
未払利息	273	273
その他未払費用	300	-
流動負債合計	573	273
負債合計	573	273
純資産の部		
元本等		
元本	100,291,649	100,291,094
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△390,241	△439,954
元本等合計	99,901,408	99,851,140
純資産合計	99,901,408	99,851,140
負債純資産合計	99,901,981	99,851,413

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

2020年 4月27日現在	2020年10月26日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 100,291,649口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 100,291,094口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 390,241円	2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 439,954円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9961円 (10,000口当たり純資産額) (9,961円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.9956円 (10,000口当たり純資産額) (9,956円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	期別 自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日
1. 金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、金利変動等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等に晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	委託会社では、投信管理部門において、運用パフォーマンスの評価・分析及び運用に係るリスクのモニタリングならびに関係法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングを行っております。モニタリングの結果はコンプライアンス部及び社内設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督を行っております。運用の外部委託を行う場合は、当該外部運用委託先に対し定期的に前述と同等程度の報告を義務付けることにより、リスク管理を実施しております。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	期別	2020年 4月27日現在	2020年10月26日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価の差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法		金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

区分	自 2019年10月26日 至 2020年 4月27日	自 2020年 4月28日 至 2020年10月26日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2019年10月26日	2020年 4月28日
期首元本額	100,292,076円	100,291,649円
期末元本額	100,291,649円	100,291,094円
期中追加設定元本額	-円	-円
期中一部解約元本額	427円	555円
元本の内訳＊		
あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド （為替ヘッジあり）	100,000円	100,000円
あおぞら・短期ハイ・イールド債券ファンド （為替ヘッジなし）	100,000円	100,000円
あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）	99,991円	99,991円
あおぞら・マネーファンド（適格機関投資家専用）	99,991,658円	99,991,103円

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

附属明細表**第1 有価証券明細表****(1)株式**

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）

2020年11月30日現在

I 資産総額	1,067,989,409円
II 負債総額	1,189,746円
III 純資産総額（I－II）	1,066,799,663円
IV 発行済口数	3,837,365,241口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.2780円
（1万口当たり純資産額）	（2,780円）

（参考）あおぞら・マネー・マザーファンド

2020年11月30日現在

I 資産総額	99,841,853円
II 負債総額	273円
III 純資産総額（I－II）	99,841,580円
IV 発行済口数	100,291,094口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9955円
（1万口当たり純資産額）	（9,955円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 受益権の名義書換の事務等

本ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益権の譲渡

- (1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- (2) 上記(1)の申請のある場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- (3) 委託会社は、上記(1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

10. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	4億5,000万円
会社が発行する株式の総数	45,000株
発行済株式総数	18,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	
設立 2014年2月4日	資本金2億2,500万円
2017年5月26日	資本金4億5,000万円に増資

（2）会社の機構（本書提出日現在）

① 会社の意思決定機構

経営の意思決定ならびに業務執行における重要事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。取締役会は代表取締役を選定し、代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に従い委託会社の業務執行の全般について指揮統括します。取締役の変更があった場合には、監督官庁に届出ます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、投資委員会において行われます。投資委員会は、代表取締役、常勤取締役、運用部ならびに各部署の代表で構成され、必要に応じて他の役職員および外部の者も参加します。運用部は、ファンドの商品企画・設計を行い、「運用の基本方針」を策定し、投資委員会に上程します。投資委員会において、運用部から上程されるファンドの「運用の基本方針」、ファンド・オブ・ファンズに組入れるファンド、運用権限の一部委託先等について、国内外の経済・市場状況、競合状況、販売会社等を通じた需要等を勘案し議論、分析を行い、合議のうえ、その諾否を決定します。運用部は、投資委員会で承認された運用方針に基づき、ファンド毎の運用計画を策定または事後チェック体制に基づいて運用の指図を行います。運用パフォーマンスの評価・分析および運用に係るリスクのモニタリングならびに法令・運用の基本方針等の遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した投信管理部門で行います。上記の結果は必要に応じてコンプライアンス部および社内に設置されたリスク管理委員会に報告されます。リスク管理委員会は、代表取締役、常勤取締役、投信管理部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、投信管理部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、リスクの評価分析および是正勧告等の監督が行われます。運用の外部委託を行う場合、その外部運用委託先に対しては、定期的に前述と同等程度の報告を義務付け、リスク管理を実施します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として第二種金融商品取引業にかかる業務の一部として勧誘業務を行うことができます。

なお、2020年11月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	34	112,864,174,426
単位型株式投資信託	11	41,199,710,494
合計	45	154,063,884,920

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるあおぞら投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下、「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期事業年度に係る中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度末 (2019年 3月31日現在)		当事業年度末 (2020年 3月31日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	※ 2		447,654		453,969
前払費用			5,323		5,286
未収入金	※ 2		9,246		-
未収委託者報酬			156,873		207,130
流動資産計			619,098		666,386
固定資産					
有形固定資産	※ 1		12,811		12,165
建物		12,341		11,850	
器具備品		470		314	
無形固定資産			4,530		3,545
ソフトウェア		4,530		3,545	
固定資産計			17,341		15,711
資産合計			636,440		682,097
(負債の部)					
流動負債					
未払金			126,613		164,711
未払手数料	※ 2	78,688		104,686	
その他未払金	※ 2	47,925		60,024	
未払費用			7,835		7,550
未払法人税等			3,797		4,708
未払消費税等			7,762		13,304
預り金			28,490		30,960
流動負債計			174,499		221,234
固定負債					
資産除去債務			12,037		12,134
繰延税金負債			3,397		3,276
固定負債計			15,435		15,411
負債合計			189,934		236,645
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			450,000		450,000
資本準備金		450,000		450,000	
利益剰余金			△453,494		△454,548
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△453,494		△454,548	
純資産合計			446,505		445,451
負債・純資産合計			636,440		682,097

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		743,495		896,319	
営業収益計			743,495		896,319
営業費用					
支払手数料	※ 1	345,418		432,928	
支払投資顧問料		57,797		39,995	
広告宣伝費		6,633		5,367	
調査費		15,249		16,887	
委託計算費		18,755		18,745	
営業雑経費		39,789		50,527	
通信費		2,743		3,000	
印刷費		35,903		46,202	
協会費		1,142		1,324	
営業費用計			483,644		564,452
一般管理費					
給料	※ 1	218,238		238,047	
役員報酬		55,121		55,024	
給料・手当		131,071		139,279	
賞与		32,046		43,743	
法定福利費	※ 1	25,255		27,570	
交際費		617		1,545	
旅費交通費		15,197		13,254	
租税公課		5,937		7,261	
不動産賃借料	※ 1	16,077		15,998	
賃借料	※ 1	4,129		4,366	
固定資産減価償却費		1,085		1,630	
資産除去債務利息費用		96		97	
支払報酬料		7,376		6,535	
消耗品費		725		1,047	
外注費		3,996		3,996	
保守修理費		1,266		6,069	
会議費		456		301	
保険料		560		244	
送金手数料		886		1,575	
一般管理費計			301,905		329,543
営業利益			△42,054		2,323
営業外収益					
受取利息	※ 1	1		1	
雑収入		135		107	
営業外収益計			136		108
経常利益			△41,917		2,432
税引前当期純利益			△41,917		2,432
法人税、住民税及び事業税	※ 1		△9,053		3,608
法人税等調整額			△120		△120
当期純損失			△32,742		△1,054

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	△420,751	△420,751	479,248	479,248
当期変動額							
当期純損失				△32,742	△32,742	△32,742	△32,742
当期変動額合計	-	-	-	△32,742	△32,742	△32,742	△32,742
当期末残高	450,000	450,000	450,000	△453,494	△453,494	446,505	446,505

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	△453,494	△453,494	446,505	446,505
当期変動額							
当期純損失				△1,054	△1,054	△1,054	△1,054
当期変動額合計	-	-	-	△1,054	△1,054	△1,054	△1,054
当期末残高	450,000	450,000	450,000	△454,548	△454,548	445,451	445,451

重要な会計方針**１．固定資産の減価償却の方法****（１）有形固定資産**

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、主に定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年
-------------	----

２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項**（１）消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

- (3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用
繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、実務対応報告第39号、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いに従い、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

未適用の会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月30日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）

(1) 概要

本会計基準は、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）

(1) 概要

本会計基準は、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続に係る注記情報の充実のため、所要の改正が行われたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

金融商品の時価の算定・開示に関し、包括的に会計基準としての手当てがなされたものです。

- ・時価を「出口価格」と定義しています。
- ・時価の算定にあたり、インプットの利用方法を定めています。
- ・インプットに基づき、金融商品の時価をレベル1～レベル3に区分します。レベルに応じた開示項目が求められます。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響については、評価中であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年 3月31日現在)	当事業年度 (2020年 3月31日現在)
有形固定資産の減価償却累計額	1,642千円	2,289千円

※ 2. 関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (2019年 3月31日現在)	当事業年度 (2020年 3月31日現在)
流動資産		
預金	78,911千円	136,064千円
未収入金	9,246	-
流動負債		
未払手数料	47,224	40,673
その他未払金	37,036	48,747

(損益計算書関係)

※ 1. 関係会社に対する事項

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
支払手数料	161,833 千円	151,471 千円
給料	218,238	238,047
法定福利費	24,895	27,102
不動産賃借料	16,077	15,998
賃借料	2,988	3,265
受取利息	1	1
法人税、住民税及び事業税	△9,246	3,240

当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社と授受する金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****（1）金融商品に対する取組方針**

当社が事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有資産と分別管理されており、当該報酬は、計理上毎日の未払費用として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクはありません。また、未収入金に係る顧客の信用リスクについては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	447,654	447,654	-
(2) 未収入金	9,246	9,246	-
(3) 未収委託者報酬	156,873	156,873	-
資産計	613,774	613,774	-
(1) 未払手数料	78,688	78,688	-
(2) その他未払金	47,925	47,925	-
負債計	126,613	126,613	-

当事業年度（2020年 3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	453,969	453,969	-
(2) 未収委託者報酬	207,130	207,130	-
資産計	661,099	661,099	-
(1) 未払手数料	104,686	104,686	-
(2) その他未払金	60,024	60,024	-
負債計	164,711	164,711	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、並びに(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、並びに(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	447,654	-
(2) 未収入金	9,246	-
(3) 未収委託者報酬	156,873	-
合計	613,774	-

当事業年度（2020年 3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
(1) 現金・預金	453,969	-
(2) 未収委託者報酬	207,130	-
合計	661,099	-

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日現在)	当事業年度 (2020年 3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払費用	2,399	2,311
未払賞与	11,251	13,840
資産除去債務	3,685	3,715
未払事業税	1,074	1,352
未払事業所税	30	-
税務上の繰越欠損金（注2）	34,028	33,473
繰延資産償却超過額	25	-
繰延税金資産小計	52,494	54,695
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△34,028	△33,473
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△18,466	△21,221
評価性引当額小計（注1）	△52,494	△54,695
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△3,397	△3,276
繰延税金負債合計	△3,397	△3,276
繰延税金資産（負債）の純額	△3,397	△3,276

(注) 1. 評価性引当額が2,200千円増加しております。この増加の主な内容は、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額が増加したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2019年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	247	12,938	20,841	34,028
評価性引当額	-	-	-	△247	△12,938	△20,841	△34,028
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2020年 3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	12,632	8,740	12,101	33,473
評価性引当額	-	-	-	△12,632	△8,740	△12,101	△33,473
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日現在)	当事業年度 (2020年 3月31日現在)
実効税率	-	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	21.4
住民税均等割	-	11.9
評価性引当額の増加	-	90.5
連結納税による影響	-	△11.7
その他	-	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	143.4%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から360箇月と見積り、割引率は0.808%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

（3）資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
期首残高	11,941	12,037
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	-
時の経過による調整額	96	97
資産除去債務の履行による減少額	-	-
期末残高	12,037	12,134

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報**（1）商品及びサービスごとの情報**

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報**① 営業収益**

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (億円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の 受入 出向者の 受入 事務代行 連結納税	税額の うち連 結納税 親会社 からの 受入	9,246	未収入金	9,246
							出向者 負担金	243,134	その他 未払金	37,036
							代行 手数料	161,833	未払 手数料	47,224

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)あおぞら銀行	東京都千代田区	1,000	銀行業	被所有 直接 100%	役員の受入 出向者の受入 事務代行 連結納税	税額のうち連結納税親会社への支払	3,240	その他未払金	3,240
							出向者負担金	265,150	その他未払金	45,507
							代行手数料	151,471	未払手数料	40,673

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	137,900	未払手数料	10,470

当事業年度（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (億円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	あおぞら証券(株)	東京都千代田区	30	金融商品取引業	なし	事務代行	代行手数料	152,555	未払手数料	11,485

(注) 1. 上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 出向者負担金については、親会社の給料基準に基づいて金額を決定しております。
- (2) 代行手数料については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)あおぞら銀行 （東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
1株当たり純資産額	24,805.88円	24,747.30円
1株当たり当期純損失金額	1,819.04円	58.59円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
当期純損失（千円）	32,742	1,054
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	32,742	1,054
普通株式の期中平均株式数（株）	18,000	18,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

期別		当中間会計期間末 (2020年 9月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金			439,641
前払費用			4,094
未収入金			2,042
未収委託者報酬			220,767
流動資産計			666,546
固定資産			
有形固定資産	※ 1		11,899
建物		11,605	
器具備品		293	
無形固定資産			3,053
ソフトウェア		3,053	
固定資産計			14,952
資産合計			681,499
(負債の部)			
流動負債			
未払金			148,637
未払手数料		111,714	
その他未払金		36,922	
未払費用			7,867
未払法人税等			3,732
未払消費税等			8,632
預り金			39,274
流動負債計			208,143
固定負債			
資産除去債務			12,183
繰延税金負債			3,216
固定負債計			15,399
負債合計			223,543
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			450,000
資本剰余金			450,000
資本準備金		450,000	
利益剰余金			△442,044
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		△442,044	
純資産合計			457,955
負債・純資産合計			681,499

(2) 中間損益計算書

期別	当中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)	
科目	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益		
委託者報酬	455,487	
営業収益計		455,487
営業費用		
支払手数料	223,269	
支払投資顧問料	14,709	
広告宣伝費	4,095	
調査費	10,870	
委託計算費	11,567	
営業雑経費	24,869	
通信費	2,555	
印刷費	21,627	
協会費	685	
営業費用計		289,381
一般管理費		
給料	116,977	
役員報酬	26,491	
給料・手当	73,015	
賞与	17,470	
法定福利費	13,679	
交際費	66	
旅費交通費	1,050	
租税公課	3,652	
不動産賃借料	7,975	
賃借料	1,960	
固定資産減価償却費	758	
資産除去債務利息費用	49	
支払報酬料	3,362	
消耗品費	253	
外注費	1,998	
保守修理費	2,711	
保険料	249	
送金手数料	817	
一般管理費計		155,561
営業利益		10,544
営業外収益		
受取利息	1	
営業外収益計		1
経常利益		10,545
税引前中間純利益		10,545
法人税、住民税及び事業税		△1,897
法人税等調整額		△60
中間純利益		12,504

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	450,000	450,000	450,000	△454,548	△454,548	445,451	445,451
当中間期変動額							
中間純利益				12,504	12,504	12,504	12,504
当中間期変動額合計	-	-	-	12,504	12,504	12,504	12,504
当中間期末残高	450,000	450,000	450,000	△442,044	△442,044	457,955	457,955

重要な会計方針**１．固定資産の減価償却の方法****（１）有形固定資産**

建物については、定額法を採用しております。器具備品については、定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
器具備品	15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項**（１）消費税等の会計処理**

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

親会社である株式会社あおぞら銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

（３）「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

繰延税金資産及び繰延税金負債の額については、実務対応報告第39号、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」第3項の取扱いに従い、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項**（中間貸借対照表関係）**

当中間会計期間（2020年 9月30日現在）

※ １．有形固定資産の減価償却累計額 2,234千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数
普通株式	18,000株	-	-	18,000株

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当中間会計期間（2020年 9月30日現在）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	439,641	439,641	-
(2) 未収入金	2,042	2,042	-
(3) 未収委託者報酬	220,767	220,767	-
資産計	662,452	662,452	-
(1) 未払手数料	111,714	111,714	-
(2) その他未払金	36,922	36,922	-
負債計	148,637	148,637	-

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項資産

(1) 現金・預金、(2) 未収入金、並びに(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、並びに(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

期首残高	12,134
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	49
資産除去債務の履行による減少額	-
期末残高	12,183

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日）

1. セグメント情報

当社は金融商品取引業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間（自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日）

1 株当たり純資産額 25,441.98円

1 株当たり中間純利益金額 694.68円

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)
中間純利益（千円）	12,504
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	12,504
普通株式の期中平均株式数（株）	18,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）および（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（３）および（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および本ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

① 名称

三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

② 資本金の額

342,037百万円（2020年9月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<（ご参考）再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

（2020年9月末現在）

名 称	資本金の額	事業の内容
株式会社あおぞら銀行	100,000百万円	銀行法により、銀行業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
とうほう証券株式会社	3,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務等を行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付等を行います。

（2）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

（1） 受託会社

該当事項はありません。

（2） 販売会社

販売会社である株式会社あおぞら銀行は、委託会社の株式を18,000株（持株比率100.0%）保有しています。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下の通りです。

2020年5月12日	臨時報告書
2020年7月27日	有価証券報告書
2020年7月27日	有価証券届出書
2020年8月7日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 山田 信之 印

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

2020年12月17日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山田 信之 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているあおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）の2020年4月28日から2020年10月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あおぞら・世界配当成長株ベガ・ファンド（毎月分配型）の2020年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あおぞら投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あおぞら投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月20日

あおぞら投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 松崎雅則 ㊞

業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあおぞら投信株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、あおぞら投信株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。